



2017年3月30日

各位

会社名 NS ユナイテッド海運株式会社
代表者名 代表取締役社長
小畠 徹
(コード番号 9110)
問合せ先 総務グループリーダー
紀平 徹
Tel (03) -6895-6660

**単元株式数の変更及び株式の併合並びに
これらに伴う定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の定めに基づき、単元株式数の変更に係る定款一部変更について決議するとともに、平成29年6月開催予定の第91回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に株式の併合に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に平成29年10月1日をもって効力が発生することと致します。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場関係者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の「普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる計画の趣旨を踏まえ、本年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法第195条第1項の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款一部変更は、下記2.に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格について証券取引所が望ましいとする投資単位の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合(以下、「本株式併合」といいます。)を行うことと致しました。なお、発行可能株式総数については株式の併合の割合に応じて、現行の 6 億株から 6 千万株に変更することと致します。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

60,000,000 株 (併合前 600,000,000 株)

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日(平成 29 年 10 月 1 日)に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

平成 28 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数に基づく株式数は次のとおりです。

| | |
|---------------|---------------|
| 併合前の発行済株式総数 | 239,706,793 株 |
| 併合により減少する株式の数 | 215,736,114 株 |
| 併合後の発行済株式総数 | 23,970,679 株 |

⑤併合により減少する株主数

平成 28 年 9 月 30 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

| 保有株式数 | 株主数(割合) | 所有株式数(割合) |
|--------|-------------------|-------------------------|
| 10 株未満 | 218 名 (2.58%) | 688 株 (0.00%) |
| 10 株以上 | 8,237 名 (97.42%) | 239,706,105 株 (100.00%) |
| 合計 | 8,455 名 (100.00%) | 239,706,793 株 (100.00%) |

本株式併合を行った場合、保有株式数が 10 株未満の株主様 218 名(その所有株式の合計は 688 株。平成 28 年 9 月 30 日現在。)が株主としての地位を失うこととなります。

⑥1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることと致します。

3. 定款一部変更

(1) 変更の目的

上記 1.及び 2.に伴うものであります。なお、会社法第 182 条第 2 項及び同法第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに定款変更を行います。

(2) 変更の内容

当社の定款は上記 2.に記載の株式の併合に関する議案が本定時総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、次のとおり変更されます。

(下線部分は変更箇所を示しております)

| 現行定款 | 変更後の定款案 |
|--|--|
| (発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>6 億株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>6 千万株</u> とする。 |
| (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 | (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 本会社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 |

4. 主要日程

| | |
|----------------------|--------------------------------|
| 平成 29 年 3 月 30 日(本日) | 取締役会 |
| 平成 29 年 5 月中旬(予定) | 取締役会(株主総会招集決議) |
| 平成 29 年 6 月下旬(予定) | 第 91 回定時株主総会 |
| 平成 29 年 10 月 1 日(予定) | 単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款一部変更の効力発生日 |

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年 9 月 27 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(本株式併合後の 100 株)にて行われることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式の併合についての Q&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式の併合についての Q&A

Q1. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる計画の趣旨を踏まえ、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更すること致しました。

一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格について証券取引所が望ましいとする投資単位の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないよう、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことと致しました。

Q2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A2. 単元株式数の変更及び株式併合に関する主なスケジュール(予定)は以下のとおりです。

| | |
|-------------------|---------------------|
| 平成 29 年 5 月中旬 | 取締役会(株主総会招集決議) |
| 平成 29 年 6 月下旬(予定) | 定時株主総会 |
| 平成 29 年 9 月 26 日* | 1,000 株単位での売買最終日 |
| 平成 29 年 9 月 27 日* | 100 株単位での売買開始日 |
| 平成 29 年 10 月 1 日* | 単元株式数変更及び株式併合の効力発生日 |
| 平成 29 年 11 月上旬* | 株主様へ株式併合割当通知発送 |
| 平成 29 年 12 月初旬* | 端数処分代金の支払開始 |

*: 平成 29 年 6 月下旬に開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか？

A3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は 10 分の 1 になる一方で、1 株あたりの純資産額は 10 倍になるからです。

【株式併合前後で株式数・資産価値のイメージ(株式市場の動向等の他の要因を除く)】

| 株式併合前 | | | ⇒ | 株式併合後 | | |
|---------|----------------|-----------|---|-------|----------------|-----------|
| 株式数 | 1 株あたり 純資産額 | 資産価値 | | 株式数 | 1 株あたり 純資産額 | 資産価値 |
| 1,000 株 | 250 円 | 250,000 円 | | 100 株 | 2,500 円 | 250,000 円 |

Q4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか？

A4.

【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数(1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は平成 29 年 10 月 1 日付で、株主併合後の株式数に変更されます。

尚、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。(具体的なスケジュールは Q2. のとおりです。)

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になりますが、併せて単元株式数の変更（1,000 株から 100 株へ変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | ⇒ | 効力発生後 | | |
|-----|---------|------|---|-------|------|---------|
| | 所有株式数 | 議決権数 | | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式相当分 |
| 例 1 | 2,000 株 | 2 個 | | 200 株 | 2 個 | なし |
| 例 2 | 1,500 株 | 1 個 | | 150 株 | 1 個 | なし |
| 例 3 | 555 株 | 0 個 | | 55 株 | 0 個 | 0.5 株 |
| 例 4 | 1 株 | 0 個 | | 0 株 | 0 個 | 0.1 株 |

- ・例 2 および例 3 では単元未満株式(効力発生後において、例 2 は 50 株、例 3 は 55 株) がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取または買増制度がご利用できます。
- ・例 3 および例 4 において発生する端数株式相当分(例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.1 株) につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

尚、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続がなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q5. 株主は何か手続をしなければならないのですか？

A5. 特段のお手続の必要はございません。

Q6. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか？

A6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは買増しをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

尚、単元未満株式の買取りまたは買増しのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-8507
東京都杉並区和泉 2-8-4
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-288-324
土・日祝日を除く 9:00~17:00

以上